

人事課からの
お知らせです

4月から市の組織を一部変更します

局・課の設置

※下線部は変更があった部署。

局の名称	内容		
健康こども部スポーツ局	スポーツ施策を総合的かつ一体的に推進するため、局を設置		
	課の名称	主な業務	問い合わせ先
	スポーツ振興課	スポーツの振興、体育施設の管理に関すること	市役所 前川新館4階 ☎ 40-7115
	国スポ・障スポ推進課	国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会に関すること	☎ 40-0583

課の移管

旧名称	4月以降	場所	問い合わせ先
企画部地域医療課	健康こども部地域医療課 ※執務室を市役所から保健センターへ。	弘前総合保健センター (野田2丁目) 1階	☎ 37-3788

室の廃止

旧名称	4月以降	場所	問い合わせ先
新型コロナウイルスワクチン接種対策室	健康増進課へ業務を統合	弘前総合保健センター (野田2丁目) 1階	☎ 37-3750

弘前市こども家庭センター開設に伴う変更

対象係等	4月以降	場所	問い合わせ先
健康増進課母子保健係	こども家庭課母子保健係 ※執務室を保健センターからヒロロへ。	ヒロロ(駅前町) 3階	☎ 33-1652
こども家庭課子育て相談係	※執務室を市役所からヒロロへ。	ヒロロスクエア 子育てエリア内	☎ 40-3976
弘前市少年相談センター	※執務室を市役所からヒロロへ。		☎ 35-7000

※弘前市こども家庭センターの概要は、広報ひろさき3月15日号に掲載しています。

【お詫びと訂正】広報ひろさき3月15日号の1ページ「弘前市こども家庭センター」の子育て包括支援係の電話番号が、☎ 40-3976とあるのは、☎ 37-1323の誤りでした。お詫びして訂正します。

東京都内での
勤務です

会計年度任用職員を募集

移住促進関連業務(移住相談業務、情報発信業務)、その他東京事務所の運営に関する業務を行う会計年度任用職員を募集します。

▼採用人数 1人

▼雇用期間 5月7日(火)～令和7年3月31日(月)

▼勤務時間 午前9時～午後4時(週30時間)

▼休日 土・日曜日、祝日および年末年始

▼勤務場所 弘前市東京事務所／ひろさき移住サポートセンター東京事務所(東京都千代田区有楽町2丁目10の1、東京交通会館6階)

▼報酬 月額17万8,188円(地域手当に相当する報酬を含む)

▼応募条件 パソコン(ワード、エクセル、パワーポイント、Eメール)の一般操作ができ、かつ

SNS(Instagram、LINE、X(旧ツイッター)、Facebook)で情報発信ができること。

※移住促進関連業務の経験や、弘前市に関する知識がなくても応募が可能ですが、業務に関する知識を得ようとする積極的な姿勢が求められます。

▼選考方法 書類選考および個人面接(都内)

▼応募方法 市販の履歴書に必要事項を記入し、4月12日(金)の午後5時(必着)までに、郵送または持参で東京事務所に提出してください。※募集要項は市ホームページに掲載しています。

■問い合わせ先 雇用条件…人事課(☎ 35-1119)、業務内容…弘前市東京事務所／ひろさき移住サポートセンター東京事務所(☎ 03-6256-0801)

予防注射を
忘れずに

春の狂犬病予防注射を実施

春の狂犬病予防注射・犬の登録を行います。犬の飼い主は、狂犬病予防法により、飼い犬の生涯1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を受けることが法令により義務付けられています。

▼集合注射料金 1頭=3,300円(注射料2,750円、注射済票交付手数料550円)

※料金不足の場合は、注射することができませんのでご注意ください。

▼新規登録料 1頭=3,000円

▼その他 日程表は犬の登録者へ個別に郵送します/釣り銭のないようにご協力ください/犬を新規に登録する人は、日程や場所などをお知らせしますので、お問い合わせください。

■問い合わせ先 環境課(市役所2階、☎ 36-0677)



詳細は
問い合わせを

施設の運営者を変更します

弘前市社会福祉協議会から譲渡を受けた弘前市社会福祉センター等は、4月1日から市が運営を開始します。

※弘前市身体障害者体育館は、弘前市社会福祉センターの一部となります。

▼施設の概要

【弘前市社会福祉センター(宮園2丁目)】

市の福祉の拠点として、福祉に関する活動を中心に、さまざまな活動に使用できる会議室等を有した施設です。

◎変更点 4月から夜間の使用料金を午前の区分と同額に引き下げます。

◎電話番号 ☎ 33-1161



【屋内ゲートボール場すば一く弘前(石渡1丁目)】

ゲートボールなどの軽スポーツ活動が可能で、グラウンドのある施設です。

※野球やサッカーなどの球技はできません。

◎変更点 4月からは、午後5時までだった使用時間を午後9時までに延長するほか、毎週水曜日が休みとなります。

◎電話番号 ☎ 38-3250

～共通事項～

▼開館時間 午前9時～午後9時(施設使用の予約がない場合は午後5時まで/年末年始は休み)

使用の申し込み方法や使用料などの詳細については市ホームページをご覧ください。

■問い合わせ先 福祉総務課(☎ 40-7037)



分別収集に
ご協力ください

4月からごみの出し方が変わります

【危険ごみの分別収集が始まります】

4月から月1回、「危険ごみ」の分別収集が始まります。

▼対象品目 スプレー缶、カセットボンベ、ライター

▼ごみの出し方 中身を完全に使い切り、穴を開けずにキャップを外し、無色透明または半透明の袋に入れて出してください。

【ダンボールの出し方を一部変更します】

4月からは、ダンボールを出すためにダンボー

ルを容器として使用したのもも収集します。

ただし、ダンボール以外のごみをダンボールに入れて出したものは、これまでどおり収集しませんのでご注意ください。

詳しくは令和6年度分別収集日程表(ごみの分け方・出し方)でご確認ください。

■問い合わせ先 環境課(☎ 35-1130)

